

アルザスの公証制度に関する歴史的考察

内 田 日出海

はじめに

フランスのアルザス2県（バ＝ラン県、オー＝ラン県）とロレーヌ1県（モゼル県）では今日、公証制度が職業形成や職能規定などの点でフランス他県と異なっている。その制度上の特異性はアルザスとロレーヌが歴史的に有する激しい政治的な転変の経験と無関係ではない。もとより制度一般について、この地における国家的な領有の頻繁な移り替わりは、とくにフランスへの併合¹、フランス革命、ドイツ帝国への併合（1871年）、再度のフランスへの併合（1918年）を契機として双方のナショナリズムが著しく高揚したにもかかわらず、必ずしもそのつど自動的に制度的な一新ないし純化をもたらしたわけではなかった。新たな主権者となった国家はこの地の旧来の制度のすべてを、または一部を留保して現実的な対応を示すことでそのつど多かれ少なかれ当該住民の政治心理に配慮する あるいはその歡心を買う 必要があったのである²。

本稿の目的は上記3県のうちアルザス2県に限定してその独自の公証制度に歴史的な光をあてることである。なぜ公証人の制度を問題にするのか。それはこの制度が基本的には法制度に関わる領域でありながら、社会経済史研究上もきわめて重要な側面を有するからである。公正証書をめぐっては、公権力によるその制度化がモラル・ハザードを回避し、コストとエネルギーをいらずに引き上げかねない訴訟沙汰を未然に抑えることで、人びとの社会生活、経済生活の日常を根底において支えていただけでなく、その営為に独自の律動と表情を与えていたのである。また公証制度の変遷のなかにアルザス史の地方的独自性が象徴的に表出するからでもある。さらに加えて、後段に述べるように、ここ数十年来の研究成果から、残された膨大な数の公正証書の歴史史料としての重要性がきわめて大であることがわかっているからである。

以下、錯綜したこの制度の歴史的な実態と背景を明らかにしようと思う。錯綜してはいるけれどもその歴史的特徴は一言でいえば二元性ということである。すなわちここでは「一国

* 本稿は平成22年度科学研究費補助金・基盤研究B「近代国家の周縁の持つ多義性の研究」、ならびに成蹊大学中期研修（平成22年度後期）にもとづく研究成果の一部である。

¹ アルザスのフランスへの併合は1648年（アルザスの主都ストラスブールは後れて1681年）、ロレーヌの大半のそれは1766年のことであった。

² アルザスの主都ストラスブールに関するその長期の歴史的概観については拙稿「国境と歴史的アイデンティティ～ストラスブールの場合～」(2009年)を参照。

両制」, または国法 (le droit national) のなかに飛び地のごとく存続する地方法 (le droit local) という語がキー・ワードとなる。そして最後に, アルザスのなかのとくにストラスブールにおける公証制度を詳細に見ることで, 公証人文書を用いた地域的な社会経済史的研究の可能性についての展望を得ようと思う。史料としては1844年にストラスブールの著述家J.-F. ローブシュタインによって刊行されたアルザスの公証制度に関する手引書³をもっぱら使用する⁴。

1. 制度的展開I: 起源から1871年まで

アルザスの公証制度の歴史の変遷については, 大きくは, 起源から17世紀のフランスへの併合まで, 17世紀からフランス革命を経てドイツ併合 (1871年) まで, そして1871年から現代にいたる3つの時代に画することができる。制度的な特異性ということでは, アルザスは第一の神聖ローマ帝国の時代はドイツ的な制度環境の下にあった。第二の時代は革命前 (フランス的な制度の部分的導入) と革命後 (ほぼ完全なフランス的制度の確立) にさらに区分することができる。そして第三の時代はおおまかには1918年以前 (ドイツ帝国のなかの多少とも先進的な制度環境) と1918年以降 (フランス領のなかでのドイツ的制度環境の, 「地方法」の一環としての残存) に分けることができる。制度的な断絶性ということでは, フランス革命前後と1871年前後に明らかにこれを確認できる。このうち1871年前後のそれは今日の制度につながるものとしてとくに重要である。したがってこの1871年のドイツ帝国開始年を境にして制度的展開を跡づけることとし, まずは1871年以前から見ていこう。

(1) 起源から17世紀のフランスへの併合まで

もとより古代ローマ時代から, 報酬を得て個人の証書を作成する民間の書士は存在した。かれらは様々な名称でよばれたが, そのなかにnotariusという後の公証人に相当する呼称も

³ J. -F. Lobstein, *Manuel du notariat en Alsace ou notices sur la composition de toutes les études de cette ancienne province, (Haut- et Bas-Rhin, partie des Vosges et de la Bavière-Rhénane) et sur les actes déposés dans lesdites études et dans les dépôts publics, avec la nomenclature des fonctionnaires qui les ont reçus depuis les époques les plus reculées, précédées d'une histoire du notariat générale et particulière aux diverses localités de cette province, depuis les temps les plus anciens jusqu' à nos jours*, Strasbourg, 1844 (ストラスブール市文書館 Archives Municipales de Strasbourg所蔵)。ローブシュタイン家はストラスブールにおいて少なくとも16世紀にまで遡ることができ, 医師・神学者・法学者を輩出した名家の一つである。著者のJ. -F. ローブシュタイン (1780-1855年) は弁護士として身を立てたが, 後にアルザス史, 音楽学にも造詣を深くした。

⁴ またストラスブール市文書館で刊行されている公証制度の歴史と概要を記した文書検索・閲覧用の手引書MARIOTTE (2000) とバ=ラン県文書館刊行の*Répertoire numérique des archives notariales de Basse Alsace* (1971) を援用し, 19世紀以降のアルザスの公証制度に関してはとくに現役の公証人LOTZの研究 (1989, 1990) に依拠する。

すでに存在した⁵。かれらの作成する私文書はやがて公権力によって認知されて裁判でも効力を有する公的証書として通用するようになる。ドイツ世界に位置しながら一程度のローマ化が見られたアルザスでは、ローマ帝国滅亡後、法的効力は、ゲルマーニア法的に権威者と複数の証人の前での宣言ですませる場合と、ローマ法的に教会人または単なる書記が作成した文書によって担保される場合が混在していた⁶。

そしてカロリング朝以降はこの2つの形態が混合されるようになる。すなわち証人と文書が両方とも求められることとなったのである。さらに裁判においてこの文書の証拠力を強化するために領主、司教、皇帝の印が押された。後者に仕える最高補佐官=尚書(cancellarius, chancellor, Kanzler)が実際には公証人の機能を果たしたが、やがてその仕事はさらにその書記に任されるようになった。こうしてかれらは公証人とよばれるようになり⁷、13世紀半ばにはかなりはっきりと今日の手続きに匹敵すると思われる制度的機能が具わった。すなわち神聖ローマ帝国皇帝フリードリヒ2世の治下に、この一団は職掌として種々の協約、契約、生者間・死亡時の諸規定(契約、遺言、贈与など)に関わる証書を作成し、これらが、正式な執行力を欠くものの、裁判所で効力をもったことが確認されているのである。

その後ドイツ世界には教会法が導入され、公証人をめぐる制度化がさらに進んだ。こうして中世アルザスにおいては次の3種の公証人が活動していた⁸。

帝国公証人ならびに司教区公証人：これらはほぼ今日の公証人に相当する。その任命権はドイツ皇帝 またはその代理であるプファルツ伯、後にはローマ教皇またはその代理=司教であった。

旧来からの公証人：尚書部の書記補。1512年に帝国全域における公証人の義務と職掌に関して皇帝マクシミリアーン1世が定めた規則(Reichsnotariatsordnung)により、整理され消滅。

単なる書記：これも同上の理由で消滅。

帝国公証人(Kaiserlicher Notario)は基本的には領主または都市の尚書部の下でその職を担ったが、自分の個人的利益のために証書を作成することもあった。しかしアルザスの自由都市では個人的な証書作成はすでに14世紀頃から市の契約部(Contractstube, Chambre des contrats)に受理させるよう義務づけられた結果、この権利も消滅した。司教区公証人はもっぱら司教区本部でその職を行使した。もとよりアルザスは古代ローマ時代にアルザス公が領した時代

⁵ tabularii, tabelliones, scribae, cursores, logographi, argentarii, actuarii, notariiがこれである。LOBSTEIN (1844), p. 1.

⁶ *Encyclopédie de l'Alsace* (1982-1986), vol. 4: "droit local", p. 2522.

⁷ ストラスブルでは11世紀に初めてnotariusという呼称が文書に現れた。*Répertoire numérique des archives notariales de Basse Alsace* (1971), p. III.

⁸ *Ibid.*

を有し、中世中期までストラスブル司法が精神世界のみならずその行政にも携わった。その関係からローマ法の洗礼を受け、種々の契約に関して証書が作成されてきたのである。

他方、皇帝の任命権は次第に弱まり、アルザスでは領主のみが公証人＝書記の任命者となっていく。また次節に見るように16世紀末からシュトラスブルク（＝ストラスブル）は、帝国公証人と並んで、市参事会自ら指名して任用する公証人（＝宣誓公証人）をもつようになる。ほかの自由都市では公証人の職はしばしば書記職と混同された。17世紀における最初のフランス併合より前の法制史上の状況は、数多くの中小権力の散在的な配置構造をもつ神聖ローマ国内の政治力学を前提としていた。社会経済生活を律する公私の証書の管理は末端の地方権力に移転してきていたわけである。

（2）17世紀からフランス革命を経てドイツ併合（1871年）まで

フランス王国政府は併合したアルザスに対して多かれ少なかれ寛容な地方行政政策をとり⁹、フランス革命までその基調は不変である。フランスは言語、信仰、習俗など様ざまな領域でフランス化政策を進めたが、フランス革命までなかなか進捗しなかった。ドイツ語ないしそのアルザスの形態であるアルザス語に対してフランス語が、ルター派信仰に対してカトリック信仰が、ドイツ的習俗に対してフランス的なそれが単に追加され、併用されたにすぎない。公証制度の場合もそうであった。固有の慣行に変更を加える場合、そのつど王令^{エディ}éditが必要とされた。たとえばアルザス北端の都市ヴィサンブルでの慣習では、女性は夫婦財産分離の権利がなかった。そこで他州の女性並みの利益に浴せしめるために王令が出されたのであった¹⁰。しかしフランス革命はこうした状況に終止符を打ち、公証制度は文字どおり刷新された。

< 1648年～フランス革命 >

公証制度に関する限り、フランス領有のこの時期においては大幅な修正は見られなかった。ただしフランス王国によるいわば制度的な接ぎ木がおこなわれ、そのことが若干の攪乱的要素をなした。それは王国公証人（notaire royal）の導入である。

1661年11月の王令^{エディ}により王国政府はアルザスに4名の王国公証人を配置した。その所属はメ

⁹ アルザスは基本的には慣習法の地方として知られており、全体として古代ローマ時代の制度的影響下にあったとはいえ、実際にはその後ローマ法によって完全に支配されていたわけではなかった。それら無数の主権者の固有の原初的な慣習法に起原をもつ多くの個別的な慣行がなお実効性を保持していた。こうした慣行は併合にあたって、「アルザスの慣行には触れるべからず」、できるだけ旧宗主たる「オーストリア大公の例に倣うべし」の原則にしたがって王国政府によって保全されたのであった。その一般的な過程については、拙稿「州・国家・ヨーロッパ アルザス・アイデンティティの歴史的起源」(2000年) 99頁以下を参照。

¹⁰ *Les actes notariés. Sources de l'Histoire sociale...*, p. 10.

ス高等法院であり、その所掌はアルザス全土におけるすべての契約、遺言、約束、債務、その他の証書の締約と受け入れであった。また1692年には州都ストラスブールに8名、コルマール、セレスタ、ランダウ、プライザハ、フライブルク¹¹にそれぞれ3名ずつ王国公証人がおかれた。ストラスブールでは降伏条約規定を援用して強く抵抗した結果この王令の不適用を勝ち取ったが、残り5都市はそのまま設置を容認した。1715年には最初に任用された4名の王国公証人はアルザス最高評定院^{コンセイユ・スグラン}がおかれたコルマールに在住し、原本もそこに保管することが義務づけられた。

さらにこの王令には州内のほかの都市や町村にも1名ずつ公証人（これにはroyalという形容詞はつかない）をおくことがうたわれていたが、これは領主付きの公証人、裁判所書記などと競合することになり、多大の抵抗に遭い引っ込められることとなった。王国公証人と都市や領主司法役人との間の公証人の権限・管轄をめぐる争いは後を絶たなかった。アルザス地方長官府、アルザス最高評定院の創設をもって始まった地方の司法制度の体系化は、結局既存の諸種の中・下級裁判権を残したままで、未完成に終わるが、公証制度にもその現状が投影されているのである。

王国公証人の導入は、フランス化政策の重要な柱の一つである言語政策、つまりフランス語の普及、あるいは増加する内国フランスからの移入民の現実的なニーズへの対応と関連していた。併合後早くも1685年1月30日の^{コンセイユ・デタ}國務諮問会議において「アルザス州で作成される証書はフランス語で書かれるべし。違反の場合、100リーヴルの罰金を科し、証書は無効とする」という^{アレ}判決が出された。しかしこの判決はほとんど無視され、王国公証人事務所以外ではドイツ語がそのまま使用された。ただし、公文書における二言語併用主義がいくぶん浸透して、公証人の作成する証書にフランス語とドイツ語の併用記載も散見される。

公正証書の認証様式に関しても若干の修正が加わった。ドイツ世界では14世紀初め頃まで公証人は契約当事者の封印のみ使用していたが、その後帝国公証人は自分自身の印璽を使用するようになる。アルザス併合後、フランス王国は公証人に対して国王の紋章付きの印璽の使用を義務づけ、印璽税を徴収して国庫に入れようとした。だがこれは王国公証人にしか適用されなかった。それ以外のすべての公証人は単に証書に自署のうえ、その資格を明記するよう厳命され、違反者に対して証書の無効、職権停止、罰金が規定されるにとどまった。

フランスでは古来証書はブルヴェ（brevet）とよばれる原本還付証書の形態（原本のまま当事者に渡される）をとっていたが、アルザス併合後、公証人は原本（minute）を保管し、これを求める当事者に対してはその謄本（grosse）を渡すよう義務づけられた¹²。これはフランス

¹¹ 最後の3都市は現在ドイツ領。

¹² 原本は小さい字で書かれたのでminute、謄本は大きい字で書かれたのでgrosseとよばれるようになった。LOBSTEIN(1844), p. 23.

王国側がドイツ式に改めた例として興味深い。

<フランス革命～1871年>

公証制度を含む法制上の錯綜状態に終止符が打たれるのはフランス革命を通じてであった。1791年10月6日の法律は、フランス全土において旧来の諸々の呼称を公設公証人（notaire public）という呼称に一本化し、職能と資格要件を統一化した。さらに、一時的とはいえ、ヴェナリテ（vénalité）とよばれる制度の廃止を決めた。ヴェナリテというのは一般に官職の有資格者がその後継人を推薦する古来の権利であり、官職が売買可能な一種の世襲財産の体をなしていたため、特権廃止の革命スローガンからして廃止は当然の帰結であった¹³。

新制の公証人は居住する県内どこでもその職務をおこなう権利があり、またしばしば革命前の公証人の間からこの制度下で再び選任された。選任は選抜試験によった。受験資格は25歳以上で市民登録を終えており、中断なく公証人事務所（étude）¹⁴で8年間の勤務経験があることとされた。

この1791年の体制は1803年まで続いた。そして共和暦XI年ヴァントーズ25日（1803月16日）の法律が基本的に近代フランスの公証制度の骨格をつくったのである。これにより公証人は民事裁判所の枠組みに準じて小郡の公証人、郡の公証人、控訴院の公証人の3等級に分けられ、それぞれのレベルで職能、義務、定員、保証金、就職条件、任命方式などが定められ、規律局（Chambre de discipline）の設置が決定された。さらに共和暦XII年ニヴォーズ2日の政令により法務省管轄下に公証人局（Chambre des notaires）の設立を見た。したがって任命権者は法相＝国璽尚書となった。

アンシアン・レジームの色彩の強いヴェナリテについては、1791年の廃止以降反対意見が根強く残っていたが、共和暦XI年ヴァントーズ25日法でもこれを復活することはなかった。事実上の世襲制としてのヴェナリテの復活を決めたのは、公証人職を譲渡・移転可能な一つの所有権として認めた1816年4月28日の財政法第91条であった。これにより公証人、代訴人、書士などは候補者が所定の資格さえ取得すれば、国王の承認を得てこれを後継の公証人として推薦することができるようになった。アルザス2県（およびモゼル県）にももちろんこの原則が適用されたのである。

¹³ フランスではなぜ公証人職のヴェナリテが生まれたのか。中世来フランスの公証制度においては証書作成をおこなう公証人（notaire）、その原本に基づいて執行力のある謄本を発行する裁判所役人（tabellion）、そして原本を保管する保管吏（garde-notes）の三者がいたが、アンリ4世のときこれら一つにまとめられて世襲職とされた（1597年）。そこからほかの官職と同様に売買の対象となっていた。Ibid., p. 7. したがってヴェナリテは通例官職売買制または売官制などと訳されているように、アンシアン・レジーム期を特徴づける一種後れた官僚制度を指す言葉である。ところが理由は不明だが、革命以後の公証人のリクルートについてもこの呼称がある意味で誤用されてきたのである。

¹⁴ 革命期以降は格段に公的性が強まるのではétudeは公証人役場と訳してもよいと思われる。

ヴェナリテそのものの制度的欠陥と経済活動の増大と複雑化に伴って、公証人の規律はその後きちんと守られず混乱をきたしていた。そこで1843年1月4日の国王ルイ＝フィリップのオールドナンス（王令）は、公証人局の再編と公証人職に関わる規律局の強化をめざした。このオールドナンスは60か条から成り、公証人の信義回復のための方策をきわめて詳細に規定している。たとえば第12条は公証人に対して、いかなる商業、金融業、割引業、仲買業などに従事することも、不動産取得・販売、債券・相続・工業株その他無形の権利の譲渡に関して投機をおこなうこと、貸付の保証人になることなども禁じている¹⁵。

使用言語については共和暦II年テルミドール2日の法律でフランス語以外の言語での証書作成を禁じ、フランス語以外の証書の登録も不可能であることをうたったが、反発も大きく罰則もなかったため、しばらくは現状が維持された。共和暦XI年プレリアル24日の政府の政令^{アレテ}も公正証書でのフランス語使用を改めて強調したが、ドイツ語の使用についても一定の配慮を示している。すなわち、地方言語への翻訳が必要であればフランス語による原本の各頁の余白に載せるべきであり、私署証書も地方言語で作成してもよいが、登録に際してはこれを提示する契約当事者が自らの負担で、宣誓した法定翻訳者によるフランス語訳を付加することを条件づけたのであった。こうした状況はアルザスにおけるフランス語使用の普及の度合いに応じて変化していくしかなかった。公証人も契約当事者の大半が本格的なフランス語の識字力をもたない限り、対応できなかったからである。

とはいえこうしてアルザスの公証制度はとにかくもフランス本国と同一の環境の下におかれた。1844年時点でのアルザス2県における公証人事務所（＝役場）の配置は本稿文末の補遺の表¹⁶に見えるとおりである。ロープシュタインによればこの時期のアルザスの公証人事務所（＝役場）の総数¹⁷は195（パ＝ラン県109、オー＝ラン県86）であった。本稿では詳細な検証をおこなう余裕がないが、革命前後での連続性も確認される一方、人口増加に対応して革命後に新たに開設された事務所も少なからず存在していることがわかる。

2. 制度的展開II：1871年から現代まで

ドイツ帝国への編入の時代には、同国内での社会立法の推進、^{ライヒスラント}帝国直轄領エルザス＝ロートリンゲンという自治空間の枠組みのなかで種々の地方特権が享受された。第一次世界大戦後の1924年に始まる再フランス化の動きのなかでもこれらの特権はアルザス2県とモゼル県が

¹⁵ *Ibid.*, p. 35-47.

¹⁶ *Ibid.*, p. 49-51, 145-148.

¹⁷ ただし後にオー＝ラン県から分離し、テリトワール・ドゥ・ベルフォール県に移動する小郡（canton）のそれも含んだ総数である。

らの強い反対を受けて、いわゆる地方法が存在する地として今日まで特殊な法域をなしているのである。公証制度もその一つであった¹⁸。

(1) 1871～1918年

ドイツ帝国はエルザス＝ロートリンゲンの公証制度についてはとくに新たな法制化をほどこさず、基本的には共和暦XI年ヴァントーズ25日法によって規定されたフランスの制度を維持した。だがその一方で重要な修正を加えた。これが今日のアルザス公証制度の特殊性を決定づけることになる。

まず1871年7月14日の司法再編全体に関わる法律の第18条において、公証人職のヴェナリテの廃止や公証人事務所の削減などを含む特別措置が予告された。そして翌1872年6月10日法によりまずヴェナリテが廃止された。ただし無償廃止ではなかった。公証人のみならず、代訴人、執行吏、書記、競売吏といったほかの司法補助職にもこれが適用され、それぞれの有資格者に対して基本的に過去5年間の平均所得をベースに補償額が決定された。補償は年4%の年金のかたちをとった。辞職を決めた公証人に対してもアルザスを去るという条件でこの補償が認められ、去らない者については3分の2しか支払われなかった。かなりの数の公証人が前者の途を選んだ。当時アルザス2県に189名の公証人がいたが、そのうち少なくとも79名が辞職した。ストラスブールでは15名のうち残ったのは8名だけであった。後段に述べるように資格取得・就職の途が難しくなったことから、空きの事務所がさらに増えた。大勢で移住してきたいわゆる旧ドイツ人(エルザス＝ロートリンゲン以外のドイツ人)の公証人がそれを埋めた。他方で辞職した公証人事務所は基本的に廃絶され、事務所数は著しく減少した。かくしてアルザス全体で公証人事務所は1844年の187¹⁹から1900年には114にまで減少した²⁰。

公証人のリクルートの仕方もヴェナリテに代えてドイツ的に改められた。結果としては公証人志望者にとってアクセスがより困難なかたちとなった。任命権はドイツ帝国宰相の名の下にエルザス＝ロートリンゲン総督がもつこととなった。公証人となるための条件はとくに1906年からは法曹と同じものとされた。証書作成言語は当初よりドイツ語と決められたが、1898年にはその規定が強化された。

¹⁸ 以下、cf. LOTZ (1990), p. 124-127.

¹⁹ ローブシュタインの時代の公証人事務所数は上述のように195となっている。テリトワール・ドゥ・ベルフォール県に移転する部分を差し引いても数が合わない。

²⁰ 現在のアルザスの事務所総数も114(公証人数129名)である。1950年には公証人総数は97名に減っていた。LOTZ (1990), p. 125.

(2) 1918～現代

第一次世界大戦が終わりエルザス＝ロートリンゲンがフランスに返還された後も1925年までドイツ法が維持されたが、フランスはその間、公証制度に関しては原則としてフランス語での証書作成を義務づけ、法学士号取得は必須であったがリクルート条件をいくぶん緩和した(1919年2月, 5月の政令)。フランス語の強制は今度はドイツ人公証人の流出を見た。さらに1924年の法律では、タイプ打ちでの証書作成がフランスではじめて認可され、公証人が競売吏の役を兼ねることも認められた。戦後のアルザス再統合のためにもうけられた共和国委員会(1919 - 1925年)の委員長(Commissaire Général)がこの間公証人の任命権をもった。

1925年7月17日の法律はもっぱら公証制度に関するものであった。ヴェナリテの復活とリクルート条件の緩和が画策されていたのだが、結局その線は後退し、フランスはアルザス2県(およびモゼル県)の公証制度の再フランス化に踏み切れなかった。当時この案件に関わったR. シューマンは「この原則 [= ヴェナリテ] はフランスで疑義を抱かれている。外国の大半の近代立法においてはそれは拒絶されている。いかに弁護の余地がありうるとしても、この原則はすでに消滅しているところで復活させる必要はないように思われる」と述べた²¹。フランスの制度的な後進性を認識したうえでの発言であった。公証人の任命に関しては特別の委員会²²の推薦を受けて法務大臣がこれをおこなうこととなった。またフランス他地域に先駆けてこの地では法学士号の取得が公証人となるための必須条件となったのである。

さて最後のドイツ領有 または占領 の時代(1939 - 1945年)、離散・追放・廃位・徴発により数多くの公証人がアルザスからいなくなり、少なからぬ事務所が閉鎖状態となった。戦後はフランスによってその立て直しがはかられたわけであるが、アルザス(およびモゼル県)をフランスの制度環境に収め切ることではできなかった。公証制度に関して後進気味のフランスでは、この職へのアクセス条件はたしかに厳しくなり、法学士(現在は法学修士)の学位が求められることとなった。だがヴェナリテ、つまり公証人自身が後継者を推薦する権利は維持され、^{コンクール}選抜試験は存在しない。これに対してアルザス(およびモゼル県)ではヴェナリテはなく、志望者は入念なキャリア・プランニングを求められ、選抜試験があるために幅広い層からのリクルートが維持されてきているのである。

こうして今日、アルザス(およびモゼル県)ではフランス他地域とは異なる独自の公証制度が動いている。以下、その具体的な事例をあげておこう。まず公証人になるために研修期間は通常より1年多く3年間が必要とされ、そのうち2年間はコルマルまたはメスの控訴院管区の公証人事務所での継続研修を義務づけられ、研修後は地方の特別の審査員から成る、任

²¹ *Ibid.*, p. 126. 後に欧州議会議長となるあのシューマンである。

²² 現在この委員会は3名の法曹と3名の公証人によって構成されている。

命権者である国璽尚書主宰の特別の選抜試験に合格しなければならない。また、就労年齢制限は70歳であり通常より少し若く設定されており、特別の補完的年金基金がもうけられている。フランス語がわからない証書依頼人が望む場合にはドイツ語での作成が許され、証書の執行力については、債務者が明白に強制執行に服する場合、そして証書の対象が所定の金額ないしは一定量の別の代替物または有価証券である場合に限定される。さらに、この地域の公証人によってその署名が認証される私署証書というものが成立しうる。これは公署証書と私署証書の間間的な性格のものであり、フランスの一般法には存在しない。そのほかこの地の公証人に特有のものとして競売、差押えのための封印の貼付、不動産の公正売却、法的財産分割手続き、不動産差押え、土地公示、相続人証明書の申し立て、等々、司法の代理人としての職域・職権が多岐にわたっている²³。

3. 革命前までのストラスプールの公証制度 歴史の宝庫

さて以上はアルザス全体についての概観であったが、本節ではとくにストラスプールにおける公証制度の進化と証書の保管状態について見てみよう。フランス革命後の制度的変化はアルザス全体のそれとほぼ同様である。ここでは革命までの時代に限定する。

古来アルザスの行政、経済、信仰の中心地であったストラスプールにおいては、人びとの生活にかかわるさまざまな領域で公的かつ私的な取り決め、約束、契約などにつき信をおける文書の必要性は急速に高まっていった。ストラスプールの場合、中世来、市の公正証書局とカトリック教会の宗教裁判所の公正証書局が併存していたが、近世になって個別(民間)の公証人事務所が設立され、三者が相並んで証書作成を担うようになった。個別の公証人は婚姻以外の契約、家族関連の民事証書および財産目録の文書化の流れとともにこの3つのタイプの証書作成に特化 掛け持ちもあったとはいえ するようになる。

さて市の証書作成に関しては、遅くとも13世紀から制度的に機能していたことが知られているが、実際に残っている最古の登記簿は1398年のものである。そして契約部(Contractstube)という名称が公式に出てきたのはもっと後の1625年2月2日付けの大参事会の行政命令オルドナンスのなかであった。この命令により、尚書部(Canzley)の下位に設置された契約部のなかに3つの既存の書記課が統合され、契約部に集められた書記・公証人の一団は市参事会の名の下に、契約とみなされる特定証書の公式の作成者となったのである。

1760年頃に市の弁護士ホルトPhilippe Richard Holdtが契約部の活動について次のように述べている。「ストラスプール市内ないしは市の郊外に位置する財産にかかわる同市民間または市

²³ *Le guide du droit local* (2002), p. 201-205.

外住民間の、販売、譲渡、交換、贈与、債務、ラント設定といったすべての契約書はこの契約部で結ばれるか、少なくともそこに登記されなければならない。国務諮問会議の一裁決により、この市に拠点をさだめた王国公証人も市民間、外国人間ないし市外住民間のこれらのすべての種類の証書を作成することを許されるが、この裁決は同時に、契約当事者は上記契約を上記契約部に登記することを義務づけている。」²⁴

1587年1月のオルドナンスにより、大参事会は契約書の作成を尚書部の書記または大参事会指名の2名の公証人に独占させた。^{オフィシアリテ}宗教裁判所の公証人事務所（ストラスプールの所領をはるかに超える管轄区をなしていた）は廃止されなかった。他方、民間の公証人事務所は15世紀あたりから自立的に証書作成をおこなうようになった。ただし残っているのは大聖堂参事会、ノートルダム管財部、諸修道院など特定機関関連のものが中心であった。小参事会から委任された宣誓公証人が最初に証書を作成したのは1598年のことであった。ほかには単に財産目録書記（Inventierschreiber, greffier aux inventaires）という肩書をもつ人びとがいた。かれらは相続財産目録の作成を許されていたが、公証人のほかの証書の作成はできなかった（逆に公証人の方は財産目録をつくることができた）。また財産目録書記は裁判所書記を、公証人はツンフト（同職組合）の書記、財団もしくは特定個人の会計係を兼ねることができた。

市参事会の指定する公証人とは別に、皇帝や宗教裁判所判事から直接委任された公証人もいた。1681年のフランスへの併合後も市参事会は公設の公証人を指名する権限を維持するが、そこには、上記のように、王国公証人との競合が生じた。アルザス最高評定院は王国公証人に対してもっと広い権限を与え、たとえば後者は契約書の作成もおこなうことができることとした。1780年の『アルザス年鑑』^{アルマナ}によれば、ストラスプールには2名の王国公証人（LacombeとLaquante：それぞれrue des Frères，rue des Echassesに事務所）、34名の市参事会公認の公証人（そのうち32名は相続財産目録作成の権利を有した）がいた。

使用言語については、ストラスプールにおいて1681年の併合前まで証書はすべてドイツ語で書かれていたが、1683年から、アルザス最高評定院によって新たに王国公証人に抜擢されたデュティルBidier Dutilは、証書をフランス語で作成し始めた。その後、市で認められた宣誓公証人は依然として通常ドイツ語を用いたが、ドイツ語に限定したわけではなかった。王国公証人の方は、その依頼人はたいてい行政・軍事関連の人士、上層人士であり、フランス語をもっぱら用いた。一般に各事務所はそれぞれ決まったタイプの依頼人＝契約当事者を相手に

²⁴ MARIOTTE (2000), p. 154.

²⁵ 14世紀にストラスプールで最初にできたツンフトの一つであり、錨という名称は水運業に携わる市民（15世紀からは造船業者も加わった）により構成されていたところに由来している。

²⁶ 都市共和国ストラスプールは市域外の農村部にいくつかの飛び地を有している。市の南郊に位置したイルキルシュIllkirchはそうした所領の一つであった。パイヤーージュbailliageは市がそこに配したパイイ（代官、奉行bailli）の代官管区のことである。

していた。たとえばリットG. Philippe Rith（職位：1720 - 1755年）の場合、財産目録公証人とアンカー（錨Ancker）ツンフト²⁵の書記であったが、イルキルシュのバイヤージュ²⁶の書記も務めた。依頼人はストラスプールの水運業者（上記ツンフト関連の証書や会計文書、水運関連の協定）をはじめ、石工、油脂商人、手工業者、周辺部の商人・ユダヤ人、および国王ないし市の職員であった。一方、ロレーヌ出身の王国公証人であり司教区公証人であったラキアントJean Laquiente（職位：1737 - 1754年）に対する評価は最も高かった。依頼人はとりわけ上層農民、大小商人（しばしばサヴォワ人やイタリア人）、兵士、王国官僚・職員であった。また何人かのアルザス貴族、聖職者も名を連ねていた。

フランスへの併合（1681年）後、ストラスプールの公証人事務所は公証人の肩書き、地区、依頼人の業種などを基準に別表のように16に分けられた。ストラスプールのI～XIVの事務所の原本は公証人の肩書とは無関係に設立年次順に分類されてパ＝ラン県文書館に保蔵されている。これらは革命期（1791年）まで機能しており、大半はそれ以後も残存した。XVとXVIは暫時的な存在であった。

18世紀のストラスプールにおける公証人事務所（études）の分類

事務所	公証人の肩書	事務所の開設年
I	王国公証人 Notaires royaux	1682
II	宣誓公証人 Notaires jurés	1697
III	宣誓公証人 Notaires jurés	1702
IV	宣誓公証人 Notaires jurés	1703
V	宣誓公証人 Notaires jurés	1720
VI	王国公証人 Notaires royaux	1722
VII	宣誓公証人 Notaires jurés	1733
VIII	宣誓公証人 Notaires jurés	1740
IX	宣誓公証人 Notaires jurés	1744
X	宣誓公証人 Notaires jurés	1747
XI	公設公証人 Notaires publics	1760
XII	公設公証人 Notaires publics	1776
XIII	公設公証人 Notaires publics	1784
XIV	宣誓公証人 Notaire juré	1786
XV	司教区公証人 Notaire apostolique	1689-1729
XVI	帝国公証人 Notaire impérial	1773-1778

出典：Répertoire numérique des archives notariales de Basse Alsace, tome 1^{er}, p. XV.

契約書については1398 - 1794年間に關して約800冊の登記簿が残存しており、大半は柔らかい羊皮紙で製本されている。初期は1冊あたり200～300フォルオの分量だったが、17世紀には600フォルオを超えるようになる。証書は改行なしに記述され、概して原本が束ねられている。繰り返しの定型表現が少なくなっているけれども完全な主文を表すテキストである。また付属書類が添えられたり、ルーズリーフのかたちで挿入してある場合もある。使用言語についてはどうか。市の公証人の証書はドイツ語で書かれ、教会裁判所のそれは原則としてラテン語であった。しかし記述者はしばしばラテン語の定型表現をドイツ語の文章と組み合わせて使った。付属文もドイツ語で書かれた。

契約証書の種類であるが、契約部の1398 - 1447年の最初の登記簿はとくに寡婦給与財産 (douaire) 設定と夫婦財産契約 (contrat de mariage) を含んでいた。これらの証書は後にはむしろ民間の公証人の所轄になっていく。1561年の登記に付属する系統的索引には、寡婦給与財産、購入契約書 (actes d'achat)、ラント設定、種々の契約書、債務承認証書 (reconnaisances de dettes) があつた。17 - 18世紀に契約部はとくに個人間の経済取引関係に保証を与えた。たとえば債務、借款ないし償還、不動産販売、賃貸借契約、債務弁償保障 (cautionnements) などがこれである。他方、家族関連証書は個人の公証人に任せたとはいへば契約部に、理由は不明だが、一定数の遺言登記簿が見出される。

むすび

アルザスの公証制度は、17世紀半ばのフランスへの併合までがドイツ法制上の特徴をもち、17世紀半ばから1871年までフランス的なそれに漸次切り替わり (ただしフランス革命後に加速化)、そして1871年以後はドイツ領有、フランス領有がそれぞれ2回ずつ繰り返されるものの、基本的には再びドイツ的な環境をもつにいたつた。そしてフランスのなかでそれは地方法というかたちで継承されている。おおまかにいえば、この二番目のフランス的な制度環境の時代 (1791 - 1871年) は公証制度に關して歴史上の断層をなしているといつてよい。

フランスのなかの地方法といへば、いかにもアルザスの公証制度が周縁の後れた存在のものだという印象を与えてしまうかもしれない。しかし実は逆にこの地方法をフランスの制度が後追いしている事実もある。1985年、ストラスブールにある県庁内にアルザス=モゼール地方法研究所 (Institut du droit local alsacien-mosellan) が立ち上がった。その狙いは単にこの地の法的な営みが国家的法体系からずれている部分を解説してその錯綜性・複雑さから人びとを解放することで実務的に貢献するというところだけではない。この研究所は、この地方法が実はフランス一般法よりも大半のEU諸国のそれに近似しているという自覚の下に、むしろフランスの制度的近代化をめざして積極的に制度的ジャコピニズムと対峙していこうとしている。

公証人の制度をめぐる歴史的な論争や確執もその一端にすぎないのである。

最後にアルザス地域史研究の現場から、公正証書を用いた歴史研究の現状と展望の部分に少し触れておきたい。文書史料のなかで公証人文書の重要性がいわれ、アナル学派の知的影響力や歴史人口学の急速な発展とともにこの史料は歴史研究の深まりに限りなく寄与してきた²⁷。ストラスブールにおける公証人文書を使った歴史研究はシステムティックな利用ではなく、スポット的なテーマの下に社会経済史分野 系譜学の分野はもとより においてすでに戦後まもなく始まっていた。M. ヴォヴェルやJ.-P. ボワソンの心性史研究に呼応するかたちでこの地域の社会史研究も久しい前から開始されている²⁸。われわれは遺産目録の資産分析を通じて部分的にはあるが、18世紀のストラスブールのたばこ商人=製造業者の経済活動の規模と内容を把握することができた²⁹。また公証人は単なる法的媒介者にとどまらず、社会的にもその死生観、地方慣習上の知恵や知見、消化され高揚する啓蒙思想を通じて重要な役割を演じた。そのプロソポグラフィックな研究は、仏独の制度的混淆ないし融合が見られるこの地域の表情豊かな歴史像をさらに豊かにする可能性を秘めているのである。

(成蹊大学経済学部教授)

<参考文献>

内田日出海(2000年)「州・国家・ヨーロッパ アルザス・アイデンティティの歴史的起源」, 鈴木健夫編『「ヨーロッパ」の歴史的再検討』, 早稲田大学出版部, 85-124頁.

(2009年)「国境と歴史的アイデンティティ～ストラスブールの場合～」, 『成蹊大学経済学論集』第40巻第2号, 121-139頁.

Encyclopédie de l'Alsace (1982-1986), 12 vols., Strasbourg, Publitotal.

HIMLY, François-Jacques(1983), *Dictionnaire ancien alsacien-français : XIII-XVIIIe siècles*, Strasbourg.

Les actes notariés. Sourcedés de l'Histoire sociale XVIe-XIXe siècles (1979), Actes du Colloque de Strasbourg (mars1978), réunis par Bernard Vogler, Strasbourg, Librairie ISTR.

Le guide du droit local. Le droit applicable en Alsace et en Moselle de A à Z (2002), Institut du droit local alsacien-mosellan, Strasbourg (troisième édition).

Les testaments strasbourgeois au XVIIIe siècle (1978), Textes et documents de M.M. Mager, M. Pierron et B. Spor, Présentation par Bernard Vogler, Publications de la Société Savante d'Alsace et des

²⁷ *Les actes notariés* (1979); POISSON(1990, 1996, 2002).

²⁸ たとえばストラスブールに関しては18世紀の遺言に関する公証人事務所別の研究論集として *Les testaments strasbourgeois au XVIIIe siècle* (1978) がある。

²⁹ UCHIDA(1997).

- Régions de l'Est, Collection << Recherches et Documents >> Tome XXV, Strasbourg.
- LOBSTEIN, J. -F. (1844), *Manuel du notariat en Alsace ou notices sur la composition de toutes les études de cette ancienne province, (Haut- et Bas-Rhin, partie des Vosges et de la Bavière-Rhénane) et sur les actes déposés dans lesdites études et dans les dépôts publics, avec la nomenclature des fonctionnaires qui les ont reçus depuis les époques les plus reculées, précédées d'une histoire du notariat générale et particulière aux diverses localités de cette province, depuis les temps les plus anciens jusqu' à nos jours*, Strasbourg, 368 pages, Archives Municipales de Strasbourg.
- LOTZ, François (1989), *Le notariat alsacien de 1800 à nos jours*, Kaysersberg, éd. Printek.
- (1990), “Deux siècles de notariat alsacien et mosellan”, in *Histoire du droit local*, Publications de l'Institut du droit local alsacien-mosellan, Strasbourg.
- MARIOTTE, Jean-Yves (2000), *Les sources manuscrites de l'histoire de Strasbourg*, tome I : des origines à 1790, Strasbourg.
- POISSON, Jean-Paul (1990), *Notaires et sociétés : travaux d'histoire et de sociologie notariales*, Paris, Economica.
- (1996), *Études notariales*, Paris, Economica.
- (2002), *Éssais de notariologie*, Paris, Economica.
- Répertoire numérique des archives notariales de Basse Alsace* (1971), tome 1^{er} : *Notariat de Strasbourg 1682-1791, 6E41*, établi par Catherine Grodecki, sous la direction de François-Jacques Himly, Archives Départementales du Bas-Rhin, Strasbourg.
- UCHIDA, Hidemi (1997), *Le tabac en Alsace aux XVIIe et XVIIIe siècles. Essai sur l'histoire d'une économie régionale frontalière*, Strasbourg, Presses Universitaires de Strasbourg.
- URBAN, Michel Paul (2003), *Lieux dits. Dictionnaire étymologique et historique des noms de lieux en Alsace*, Strasbourg, Editions du Rhin.

補遺：アルザス2県における公証人事務所の配置(1844年)

パ＝ラン県(ストラスブール郡, サヴェルヌ郡, セレスト郡, ヴィサンブール郡)

公証人の居住都市名	公証人の数	小郡(canton)名
ストラスブール郡 ARRONDISSEMENT DE STRASBOURG		
ストラスブールStrasbourg	15	1. ストラスブールSTRASBOURG
シルティカイクSshiltigheim	1	2. シルティカイクSCHILTIGHEIM
オベルシェフォルサイムOberschaeffolsheim	1	同上
ビシャイムBischheim	1	同上
ブリュマットBrumath	2	3. ブリュマットBRUMATH
ヴァンツェノーWantzenau	1	同上
ヴァイエルサイムWeyersheim	1	同上
ビシュヴィレールBischwiller	2	4. ビシュヴィレールBISCHWILLER
レシュヴォークReschwoog	1	同上
ドゥルゼナイムDrusenheim	1	同上
アグノーHagunau	3	5. アグノーHAGUNAU
ガイスボルサイムGeispolsheim	1	6. ガイスボルサイムGEISPOLLSHEIM
リングルサイムLingolsheim	1	同上
フェーゲルサイムFegersheim	1	同上
モルサイムMolsheim	2	7. モルサイムMOLSHEIM
ムツイクMutsig	2	同上
ヴィルゴタイムWillgottheim	1	8. トゥリュシュテルサイム TRUCHTERSHEIM
シュネルサイムSchnersheim	1	同上
ヴィヴェルサイムWiwersheim	1	同上
ヴァスロヌWasselonne	2	9. ヴァスロヌWASSELONNE
マルレナイムMarlrnheim	1	同上
ヴェストーフェンWesthoffen	1	同上
計	44	
サヴェルヌ郡 ARRONDISSEMENT DE SAVERNE		
サヴェルヌSaverne		1. サヴェルヌSAVERNE
デットヴィレールDettwiller	4	同上
ブクスヴィレールBouxwiller	1	2. ブクスヴィレールBOUXWILLER
イングヴィレールIngwiller	2	同上
プファーフェノーフェンPfaffenhoffen	1	同上
ドゥルーリンゲンDrulingen	1	3. ドゥルーリンゲンDRULINGEN
オホフェルデンHochfelden	2	4. オホフェルデンHOCHFELDEN
マルムティエMarmoutier	3	5. マルムティエMARMOUTIER
プティット＝ピエールPetite-Pierre	2	6. プティット＝ピエールPETITE-PIERRE
ヌヴィレールNeuwiller	2	同上
サーリュニオンSarre-Union	1	7. サーリュニオンSARRE-UNION
計	21	

セレスト郡 ARRONDISSEMENT DE SCHLESTADT		
セレスタSchlestadt	4	1. セレスタSCHLETSTADT
シャトゥノワChatenois	1	同上
パールBarr	2	2. パールBARR
アンドゥローAndlau	1	同上
ダムバハDambach	1	同上
エプフィクEpfig	1	同上
ベンフェルドBenfeld	2	3. ベンフェルドBENFELD
リノーRhinau	1	同上
エルシュタインErstein	2	同上
マルコルサイムMarckolsheim	2	4. マルコルサイムMARCKOLSHEIM
ミュッテルソルトMüttersholtz	1	同上
ストゥズSundhaussen	1	同上
ヴィレVillé	2	5. ヴィレVILLE
シェルヴィレールSchervillé	1	同上
オベルネObernai	3	6. オベルネOBERNAI
ニデルネNiedernai	1	同上
ロサイムRosheim	2	7. ロサイムROSHEIM
ベルシュBoersch	1	同上
計	29	
ヴィサンブール郡 ARRONDISSEMENT DE WISSEMBOURG		
ヴィサンブールWissembourg	3	1. ヴィサンブールWISSEMBOURG
ロテルブールLauterbourg	2	2. ロテルブールLAUTERBOURG
ニデルブロンNiederbronn	1	3. ニデルブロンNIEDERBRONN
オベルブロンOberbronn	1	同上
ライシュソーフェンReichshoffen	1	同上
セルツSeltz	1	4. セルツSELTZ
ニデルレデルンNiderroedern	1	同上
スルトゥ＝スー＝フォレSultz-sous-Forêt	2	5. スルトゥ＝スー＝フォレSOULTZ-SOUS-FORET
アッテンHatten	1	同上
ヴェルト＝シュル＝サウエルWoerth sur Sauer	2	6. ヴェルトWOERTH
計	15	
パ＝ラン県合計	109	

オー＝ラン県 (コルマール郡, アルトキルシュ郡, ベルフォール郡)

公証人の居住都市名	公証人の数	小郡 (canton) 名
コルマール郡		
ARRONDISSEMENT DE COLMAR		
コルマール Colmar	5	1. コルマール COLMAR
エンシサイム Ensisheim	1	2. エンシサイム ENSISHEIM
オベルベルカイク Oberbergheim	1	同上
ゲブヴィレール Guebweiler	2	3. ゲブヴィレール GUEBWEILLER
オルブール Horbourg	1	4. アンドルサイム ANDOLSHEIM
イエブサイム Jepsheim	1	同上
リクヴィール Riquewihr	1	5. カイゼルスベルク KAISERSBERG
キーンツァイム Kientzheim	1	同上
アメルシュヴィール Ammerswihr	1	同上
カイゼルスベルク Kaissersberg	1	同上
オルペー Orbey	1	6. ラプートゥロワ LAPOUTROYE
ラプートゥロワ Lapoutroye	1	同上
マンステール Munster	2	7. マンステール MUNSTER
ヌ＝ブリザック Neuf-Brisac	2	8. ヌ＝ブリザック NEUF-BRISAC
サン＝ティポリット St.-Hypolithe	1	9. リボヴィレ RIBEAUVILLE
ベルカイク Bergheim	1	同上
リボヴィレ Ribeauvillé	2	同上
ルフアック Ruffach	3	10. ルファック RUFFACH
スルツマツ Soultzmat	1	同上
サント＝マリ＝オ＝ミーヌ St*-Marie-aux-Mines	2	11. サント＝マリ＝オ＝ミーヌ
サント＝クロワ＝オ＝ミーヌ St*-Croix-aux-Mines	1	同上
スルツ Soultz	2	12. スルツ SOULTZ
イセナイム Issenheim	1	同上
ヴィンツェナイム Wintzenheim	1	13. ヴィンツェナイム WINTZENHEIM
エギサイム Eguisheim	1	同上
テュルカイク Türckheim (廃止されたヴィ ル＝オ＝ヴァル Wihr-au-Valの事務所を含む)	1	同上
計	38	
アルトキルシュ郡		
ARRONDISSEMENT D'ALT KIRCH		
アルトキルシュ Altkirch	4	1. アルトキルシュ ALT KIRCH
フェレット Ferette	3	2. フェレット FERETTE
アブサイム Habsheim	1	3. アブサイム HABSHEIM
エシェンツヴィレール Eschentzweiller	1	同上
リクサイム Rixheim	1	同上
イルザーング Hirsingen	1	4. イルザーング HIRSINGEN
セプワ Seppois	1	同上
ユナーング Huningue	1	5. ユナーング HUNINGUE

ブロツァイムBlotzheim	1	同上
オベラゲントールOberhagenthal	1	同上
エゲナイムHegenheim	1	同上
ランドセールLandser	1	6. ランドセールLANDSER
シレンツSierentz	1	同上
	1	同上
バルテナイムBartenheim	3	7. ミュルーズMULHAUSEN
ミュルーズMulhausen	1	同上
ドルナクDornach		
計	23	
ベルフォール郡 ARRONDISSEMENT DE BELFORT		
ベルフォールBelfort	4	1. ベルフォールBELFORT*
セルネーCernay	2	2. セルネーCERNAY
アスパハ＝ル＝バAspach-le-Bas	1	同上
ダンヌマリDannemarie	2	3. ダンヌマリDANNEMARIE
バルシュヴィレールBalschwiller	1	同上
デルDelle	2	4. デルDELLE*
フォンテーヌFontaine	1	5. フォンテーヌFONTAINE*
フスマーニュFoussemagne	1	同上
ラシャベルLachapelle	1	同上
ジロマニーGirromagny	1	6. ジロマニーGIROMAGNY
ルージュグットRougegoutte	1	同上
マスヴォーMassevaux	2	7. マスヴォーMASSEVAUX
センタイムSentheim	1	同上
サン＝タマランSt.-Amarin	2	8. サン＝タマランST.-AMARIN
タンThann	3	9. タンTHANN
計	25	
オー＝ラン県合計	86	

LOBSTEIN (1844) , p. 49-51; 145-148. 一部レイアウトを変更した。地名は原文のままの表記としたが、邦語表記は現在の発音 (cf. URBAN) に従った。* 印：これらの小郡は現在はテリトワール・ドゥ・ベルフォール県に属する。